

## 千葉市と日本郵便株式会社との包括的な連携に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、相互に連携・協力しながら本市の諸課題に的確に対応し、地域の一層の活性化と市民サービスの向上に資することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について業務に支障がない範囲で、連携し協力する。

- (1) 防災及び災害時の対応に関する事。
- (2) 地域・暮らしの安全・安心に関する事。
- (3) 文化及びスポーツの振興に関する事。
- (4) 健康増進に関する事。
- (5) 高齢者及び障害者の支援に関する事。
- (6) 子育て支援及び青少年の健全育成に関する事。
- (7) 地域経済の活性化に関する事。
- (8) 市産品の販売促進、地産地消に関する事。
- (9) 千葉市の魅力向上・市政情報の発信に関する事。
- (10) その他、地域活性化及び市民サービスの向上に関する事。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定するものとする。

3 協議等を行う場合の調整は、甲は総務局総務部総務課、乙は千葉中央郵便局総務部が担当するものとする。

### （協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携において知りえた秘密情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏えいしてはならな

い。なお、事前に相手方の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、本協定の有効期間が満了する日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2020年12月17日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷 俊人

乙 千葉市内郵便局代表  
千葉市中央区松波1丁目13番12号  
日本郵便株式会社  
千葉松波郵便局長 石崎 弘之

千葉市中央区中央港1丁目14番1号  
日本郵便株式会社  
千葉中央郵便局長 鈴木 昭雄